## 自治基本条例 他市町村条文比較表(コミュニティ活動)

北海道=わっ町	大阪店岩和田市	二番目伊智市	東京都三鷹市
			三鷹市自治基本条例
			平成17年9月29日
平成22年3月16日(改正)	平成17年8月1日	平成16年12月24日	平成18年4月1日
平成22年3月16日(改正) 第5章 コミュニティ (コミュニティ) 第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。 (コミュニティにおける町民の役割) 第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努める。 (町とコミュニティのかかわり) 第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利性かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。			平成18年4月1日 (コミュニティ活動) 第31条 市長等は、市民の自発的な地域における自治活動及びコミュニティ活動が推進されるよう、活動拠点となるコミュニティセンター及び地区公会堂の環境整備及び必要な支援を行うとともに、市民と連携した街づ(りを進めるものとする。2 コミュニティ施設は市民の、市民による、市民のための施設として市民の自由と責任を基調とした管理運営が行わなければならない。 (協働のまちづ(り) 第32条 市長等は、市、市民及び事業者等の多様な主体が相互に連携協力し、街づくり及び公共的なサービス提供の担い手となる協働のまちづ(りを推進するため、市民協働センターの環境整備を行うとともに、必要な支援を行うものとする。2 市長等は、協働のまちづくりの推進において、多様な主体が情報を共有し、意見を交換し、積極的な参加及び意思形成が図られるよう多様で開かれた場と機会の創設に努めなければならない。3 市民、事業者等及び市長等は、計画の策定及び実施の過程において市民参加の実効性を確保し、協働のまちづくりを推進するため、各々の役割、責務等を定めたパートナーシップの推進に関する協定を締結することができる。
			愛知県安城市 安城市自治基本条例
平成20年3月28日	平成21年3月24日	平成21年6月4日	平成21年10月1日
平成20年4月1日	平成21年3月24日	平成21年0月4日	平成22年4月1日
(都市内分権) 第31条 市長等は、市民が身近な地域の課題を主体的に捉え、自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを市政運営に反映するための仕組みを整え、都市内分権を推進するものとする。 (地域自治区) 第32条 市は、前条の仕組みとして、市民にとって身近な地域を区域とする地域自治区を設置する。 2 市は、地域自治区に地域協議会及び事務所をおく。 3 市長は、地域協議会の構成員の選任を、公明でかつ地域自治区の区域に住所を有する市民の多様な意見が適切に反映されるものとするため、市民による投票を主体とした選任手続きを採用するものとする。 4 前3項に定めるもののほか、地域自治区の設置に関し必要な事項及び地域協議会の構成員の選任の手続等については、別に条例で定める。	(地域コミュニティ) 第6条 市民ならびに市内で働く者及び就学するものは自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団が市民自治によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にこれに加入し、その活動にかかわるように努めるものとします。 2 地域コミュニティは、それぞれの特性を活かしつつ連携し、協力し、市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとします。 3 市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めなければなりません。 (協働によるまちづくり) 第15条 市民等、市及び議会は、地域課題を解決し、豊かな地域社会を実現するため、協働によるまちづくりを行うものとします。 2 市は、協働による街づくりの推進にあたっては、必要に応じて地域コミュニティ又は事業者との間に互いの役割等を定めた協定を締結することができます。 3 市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備に努めなければなりません。	(市民活動団体) 第16条 市民は地域の活動及び地域の課題の解決に取り組む団体又は他の市民と共通する目的の実現に取り組む団体を自主的に組織することができる。 2 市民は、市民活動団体の役割を認識し、その活動を推進するとともに地域の課題を自らも解決するよう努めるものとする。 3 市民は、互いに協力し、少数の意見及び行動も尊重しながら、積極的に活動に参加するよう努めなければならない。 4 執行機関は、市民活動団体の活動を推進するため、市民活動団体から相談、要望等があったときは、その保有する情報を提供し、平等かつ迅速に必要な措置を講じなければならない。 5 議会は、市民活動団体の自主性及び役割を尊重するものとする。	(コミュニティ) 第15条 コミュニティは、まちづくりの担い手として、自主的にまちづくり に取り組むよう努めます。 2 市民は、コミュニティの意義と役割について理解を深め、積極的に コミュニティに加わり、又はその活動に参加するなど、コミュニティを 守り育てるよう努めます。 3 市長は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動の 支援に努めます。
	第5章 コミュニティ (コミュニティ) 第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは町民一人ひとりが自ら豊かな 暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。 (コミュニティの役割) 第16条 わたしたち町民は、まちづ(りの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努める。 (町とコミュニティのかかわり) 第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利性かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。 非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。 第18条 市長等は、市民が身近な地域の課題を主体的に捉え、自ら考え、その第決に向けた地域の意見を決定し、これを市政運営に反映するための仕組みを整え、都市内分権を推進するものとする。 (地域自治区) 第25条 市は、前条の仕組みとして、市民にとって身近な地域を区域とする地域自治区に地域協議会及び事務所をおく。 1 市は、地域自治区に地域協議会及び事務所をおく。 2 市は、地域自治区に地域協議会及び事務所をおく。 3 市長は、地域協議会の構成員の選任を、公明でかつ地域自治区の区域に住所を有まる市民の多様な意見が適切に反映されるものとする。 2 市は、地域協議会の構成員の選任を、公明でかつ地域自治区の区域に住所を有まる市民の多様な意見が適切に反映されるものとするため、市民による投票を主体とした選任手続きを採用するものとする。 4 前3項に定めるものの目なり、地域自治区の区域に住所を有まる市民の多様な意見が適切に反映されるものとする。4 前3項に定めるものの目なり、地域自治区の回覧が更加に反映されるものとする。4 前3項に定めるものの目なり、地域自治区の日は、地域自治区の日はアルマール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		学校の日本の主要などの表の表が